

## 天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議（第10回）議事録

1 日 時：平成29年3月22日（水）9：28～11：55

2 場 所：総理大臣官邸大会議室

3 出席者：

・天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議メンバー

今井 敬	日本経済団体連合会名誉会長
小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
清家 篤	慶應義塾長
御厨 貴	東京大学名誉教授
宮崎 緑	千葉商科大学国際教養学部長
山内 昌之	東京大学名誉教授

・政府側

杉田 和博	内閣官房副長官
古谷 一之	内閣官房副長官補
近藤 正春	内閣法制次長
西村 泰彦	宮内庁次長
山崎 重孝	内閣総務官
平川 薫	内閣審議官

4. 議事録

（1）開会

○ ただいまから、第10回「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」を開催いたします。

本日は、資料1の「有識者ヒアリング（第2次）の開催について」に沿って有識者ヒアリングを実施いたします。

（2）秋下 雅弘 東京大学大学院教授

○ まず、東京大学大学院教授、秋下雅弘様から御意見を伺いたいと思います。資料1の

聴取項目のうち（１）について20分程度御意見を頂戴いたしました上で、10分程度の意見交換を行いたいと思います。皆様、時間厳守に御協力願います。

それでは、秋下様、お願いいたします。

○ どうもおはようございます。本日はよろしくお願いいたします。私は、東京大学で老年医学を専門としております秋下と申します。

今日は、資料２に基づきまして、（１）の①～④までに關する私の見解を時間内で述べさせていただけたらと思います。必ずしも①～④の流れで資料を作っておりませんが、説明しやすい形で資料２を作らせていただいています。公開ということで、かなり限られたものになっておりますけれども、御容赦ください。

資料２、最初に出ておりますのが、2015年の『Lancet』にWHO、世界保健機関の統計として、日本の健康寿命が男女とも世界１位であることが載った非常に日本としてもめでたいデータでございます。ただ、下に並んでいる国、例えばフランスは女性の４位でございますが、そういう国を除けば大概小国でございますして、大体寿命の長い国というのは日本を除きますと小さい国が多く、福祉などが充実しているという特徴があるのではないかと思います。

ただ、この調査は2013年のデータに基づいておりますけれども、日本は調査開始以来、健康寿命世界一を男女ともとっておりまして、そういう点では非常に健康長寿の国ということと言えるのではないかと思います。下に、WHOと厚労省は若干違う定義を設けております。つまり、厚労省のほうがやや厳しく健康寿命を規定しております、同じ2013年のデータなのですけれども、数字が違ふ。障害期間というのを書いてございますけれども、いわゆる平均寿命と健康寿命との間に男性9年、女性12年という乖離がありますということでございます。これが今、取り沙汰される高齢者問題にもつながっているかと思ひます。

平均寿命とか健康寿命というのが今後どのように延びていくのか、いかないのかということはこの後のデータから少し考えてみたいと思ひます。2枚目が平均寿命の推移と将来推計ということで、国のデータに基づいたものでございます。皆様御存じのように、女性のほうが長生きでございますして、大体6～7年ぐらゐ平均寿命は長い。今、87歳というのが女性の平均寿命ですが、これが将来どのように延びていくかということなのですが、見ていただければわかりますように、将来推計として100歳まで延びそうな感じはないということなのです。95が一番上のラインですけれども、そこまで届きそうな感じではないと見えます。男性の場合もやはり同じで、90まで届くかなといったのがこの曲線から読み取れる数字でございますが、この後、まだしばらくは平均寿命の延長が続くというように読み取れます。

めくっていただきまして、では、健康寿命のほうはと。つまり、要介護状態で生きながらえているのと、自立度などを保ち、健康を保っているのとはやはり意味が違いますので、図を見ていただきたいと思ひますが、こちらも国のデータでございます。男性、女性ともに平成13年からこちら側のデータしかございませんが、平均寿命の延びに伴って基本的に

健康寿命も延びているということでございまして、逆にいいますと、健康度が上がってきているので平均寿命も延びているということが言えるのだらうと思うのです。

これを見て気になるのは、上の平均寿命の傾きよりも健康寿命の傾きのほうがやや緩やかかなということで、完全に並行して動いているわけではないようだとということでございます。そうすると、平均寿命よりも健康寿命のほうが少し落ちる形で最後は収束する可能性もあると思っております。また、今の若い人たちが今の高齢者に比べて平均寿命とか健康寿命が本当に長いのかということになると、若い頃の生活習慣とか運動習慣の問題などもあって、逆にもしかしたらどこかで短くなるのではないかとということも危惧しているところでございます。そういうことで、このとおりにその先も延びていくかどうかはわからない。

このように健康寿命、平均寿命とも日本人は延びてきているということで、実は先般、私が主に活動しております老年医学会から、高齢者は75歳以上ということにしたらどうだという提言をさせていただいたところでございます。いわゆる高齢者というのは65歳を呼ぶのですけれども、74歳までの方というのは、大体この10~20年の間に5~10歳若返っているというのが、例えば歩く速さとか知的機能とか病気の状態からも言えるのです。医学的な考え方に基づけば、そういうことも言えるのではないかとということでございます。

ただ、そのような健康状態は皆さんに共通したものではない。要するに高齢者の状態像は多様であるというのをこの次のデータで御説明したいと思えます。こちらは秋山弘子先生という、長くアメリカのミシガン大学で研究をされていた先生のデータです。東京大学に高齢社会総合研究機構という、高齢社会を学際的にいろいろな学部先生たちが集まって研究する機構を作るきっかけとなった方でございます。全国のさまざまな地点で調査をしますと、縦軸が自立度になっており、横軸が年齢でございますが、3つの類型に分けられるということなのです。1割ちょっとの人たちは90歳近くまでほぼ自立度を保っておられるということで、元気な形で天寿を全うされるということになろうかと思えます。皆がこうありたいというような姿だと思えますけれども、それは実は1割ちょっとの人にとどまりますよということですね。

逆に、60代前半ぐらいから大きな病気などで健康度を損ね、例えば脳卒中で麻痺とか認知機能の大きな障害などを負ってしまいますとこのようなことになるかと思えますが、自立度がうんと落ちていく。これが2割弱いらっしゃいます。逆に7割ぐらいの人は、70代半ばぐらいまでは、例えば高血圧とかコレステロールが高いといったような生活習慣病があっても、健康度を保ち、このような状態にある。しかし、その後、徐々に健康度、自立度が落ちてくるということで、これが今7割も占めるということです。今、メタボからフレイルへと、高齢者医療の考えがシフトしていますが、この真ん中のフレイル化を防ぎましょうということが言われていることだと思えます。

ですので、この比率がどこでも当てはまるかどうかは別ですけれども、このように高齢期は多様であるということです。類型化すると3パターンですが、この間をとられる方々

もいて多様ですよということが言いたいことですし、7割ということで、多くの方が一番上の線にいかればいいのですけれども、そうもいかないということでございます。

もう一枚めくっていただきまして、女性の場合、女性は先ほど言いましたように男性より長生きなのですが、先ほどの類型からいうと、実は自立度を保ったまま90代までいかれる方というのは一人もいないわけではないでしょうが、この秋山先生の解析ですと、グループとしては存在しないということになってしまいます。これには女性と男性のなりやすい病気などの違いもあるのです。男性は、心筋梗塞とかがんとか、致命的な病気によくかかります。それでこのように自立度が落ちる前に亡くなってしまうという傾向がありますが、女性の場合は案外そういう病気は男性に比べると少なく、むしろ、ロコモ系の骨粗鬆症とか関節症とか、あるいは筋肉が少なくなるような状態、サルコペニアと呼んでいますけれども、そういう病気が多い。あと実は認知症も女性のほうが多いのです。そういうこともあって、この真ん中のパターンが非常に多い。逆に中高年のがんなどは少なく、12%、圧倒的に真ん中の状態が多いのだということでございます。

さらにめくっていただきまして、今の話は健康な状態からの推移ということなのですが、人は最後どうなるのかということです。これは海外のデータでございまして、やはり類型化したものです。4つのパターンがあります。一番左上が突然死というぴんぴんころりという言い方もありますけれども、要するにある日突然、心臓がうっととまってどたっと倒れてしまう。これも家族との別れの時間がないとか問題があるかもしれませんが、こういう亡くなられ方もあれば、がんの方は右上でございまして、あるとき見つかる余命半年と宣告されて、その間、つらいこともあるでしょうが、一定の期間、見込まれる期間の間に亡くなられてしまう。心不全とか肺気腫に伴うような呼吸不全などの何とか不全と呼ばれる病気は大体一旦ぐっと悪くなります。そうすると、入院して治療を受けて、また1回よくなるのです。ただ、そのときに必ずしも、元には戻らなくて、少し落ちた段階まで戻って、またその波を繰り返しつつ、このように最後は死を迎えるということでございます。認知症とかそこに衰弱と書いておりますけれども、筋肉が衰えるような病気ですと、徐々に低下するという形で、先ほどの真ん中のパターンはこのパターンに見えますけれども、こういう病気が増えてきているということも関係しているかもしれません。

このように臓器不全とか認知症、衰弱の場合には、この病気の状態になってから死までの予測というのは非常に困難でございます。短い方もいれば、非常に長い方もいて、我々もあとこのぐらいですねというお話はなかなかできないという状況でございます。

用意した資料は以上でございまして、もう一度質問事項に戻ってお話をしておきたいと思っておりますけれども、①に関しては、今、御説明したようなことで、人によってパターンは違うけれども、維持をされている方もいれば、若いころから落ちる方もいれば、実は多くの方々は70過ぎぐらいに落ちていかれますよということです。その背景には、必ず何らかの病気があって、その病気の種類によって、その結果が違いますということになります。

②の個人差です。これも今、言いましたように、類型も示しましたし、あと急激に悪化

するような病気というのは、例えば脳卒中などでは突然自立度が落ちる。必ずしも、そこで死に至るものではない。麻痺を残して、生命としては残る場合もありますのでそういう病気であったり、いわゆる何とか不全というような病気の方というのは、このように増悪と寛解というのを繰り返すという傾向がございます。どういう病気をお持ちかということによっても変わってくるということでございます。

③の高齢者の概念でございます。これは老年医学会が75歳以上を高齢者と定義するよう提案したということで、どう考えるかということなのですが、我々が提案グループでございまして、どのような経緯かについて先ほど簡単には御説明したとおりでございます。個人差があつて、60代から健康度を落とす方もおられるわけですが、大概の方は75歳ぐらまではお元気なので、そういう方々を高齢者というレッテルを貼るのは、やはりどうだろうというようなこともあつて、75歳以上を高齢者としたほうがわかりやすいのではないかと医学的な理由から提言したということでございます。

4番目です。健康寿命の延伸に関する将来的な見通しとか高齢者の活動への影響ということなのですが、まだもう少し延びるということは先ほどのデータからも言えると思いますが、延び続けるというわけではなくて、プラトーに達するというところもあるかもしれません。私、昭和35年生まれなのですが、実は昭和35年というのは歯科的には一番悪い時期らしいのです。甘いものが普及して、しかし、口腔の衛生、子供のころの虫歯の予防などが一番行き渡っていない時期で、そこだけぽこっと歯が少ない人が多いというように言われておりますけれども、そういうようなこともあつたり、若い人のメタボなどが問題となっていると、このまま延び続けなくて、どこかでむしろ短くなる可能性も懸念されるということ。我々はそれに取り組んでいるということでございます。

御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○ ありがとうございます。

それでは、意見交換を行います。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などがあればお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

○ 秋下先生、大変興味深い御説明をありがとうございます。2つお伺いしたいと思えます。

1つは、就労ですとか、そういった社会活動との関係ですが、これは因果関係がどちらかなのかはわかりませんが、よく働き続けたり活発に社会活動していると、長生きだったり、あるいは健康寿命が延びたりすると言われます。逆に元気だから働きつづけるというのも、両方あると思います。この最初のほうの因果関係、つまり、働き続けたり、あるいはさまざまな社会活動をすることが寿命であるとか、特に健康寿命などによい影響があったというようなことは、どのように見たらよいかということが1点でございます。

もう一つは、75歳というのは、私もとても良い考えだと思うのですが、先生がここでおっしゃってきた平均寿命というのは、多分ゼロ歳児の平均余命ですね。ですから、例えば

今65歳ぐらいになった人ですと、男女とも平均余命はもう20年前後になるかと思うのですが、そのように考えると、もしかしたら、このデータでは75歳というのがとてもしっくりきますが、例えば65歳の人があと20年生きるとすると、現役の期間が40年で、子供の期間20年、引退期間20年だと少しバランスがよくないので、その面でいうと、75歳よりももう少し上に行ってもいいのかなというような気もいたしますが、その辺はどのように考えたらよろしいのか、教えていただければと思います。

○ ありがとうございます。

とても重要で、なかなか難しい問題でございます。あまり明確なエビデンスは実はないかと思えます。働くことが健康状態にポジティブな影響があるかどうかということですが、あまり負荷が強いと多分ネガティブな影響があるだろうとは思っています。例えば女性医学の先生で、女性の社会進出があまりにも進むと女性はもしかして男性よりも、今こんな長生きなのに少し寿命が縮むかもしれないと危惧されている方もおられます。そういうこともあります。何もしないという生活をしていることは多分体に悪いだろう。これは運動の問題だけではなくて、やはり役割を持って何かをしているということが、この秋山先生の解析からも社会的役割を持っている方は健康度が高いということは出ていますので、疫学的にはそのようなことが言える。

では、そういうことを介入として、例えば定年になりました、一方の人は何か社会的な役割とか仕事を与える、こちらの人はそのまま何もしていただかないということをやったという研究がないものですから、そういう意味では厳密には答えられないのです。今、まさにそういうことに取り組もうとしているところで、生きがい就労で健康度が延びるかという実験をしているところでございまして、もう少し待っていただければと思います。ただ、私が観察しておりますと、20年とか同じ方を拝見していることが多いので、そうしますと、必ずしも退職をされたということではなくて、例えば非常に仲のよかった友達を亡くされたとか、あとは連れ合いを亡くされて一気に健康度が落ちる方が多いのです。よく男性はという話になります。生活力がないから。でも、女性もそうなのです。

例えば御主人の非常に重い介護をされていて、家事も大変だし、介護も大変だし、という話をずっとされていても、御主人が亡くなられた後のほうがむしろ元気がなくなる。これは役割がなくなるからというのが大きい。メンタル、それから、体も動かさなくなっただろうとしているというようなこともあって鬱状態になられるような方も多いということは、我々、高齢者を見ている人間、大抵そういう意見を持っております。エビデンスに基づいていなくて恐縮ですけれども、働くことである程度健康度を維持するように役立っているということはあるかと思えます。

もう一つが、75歳よりもっと上だったらどうなのかということなのですが、内閣府の調査ですと70というのと75歳というのが国民の意識としては多く、何歳以上を高齢者と考えるかという点では、ほぼ拮抗しております。80歳になると少し落ちますが、年々それが上のほうにシフトしてきておりますので、10年後ぐらいになるともう少し上げてもいいとい

うように意識などは動いてくるかもしれませんが、健康寿命がもう少し延びればもう少し上げてもいいし、75歳の人でも働ける方には働いていただいてもいいというように思っていますので、働きたい方に働く場を与えるという意味では、75歳でもう終わりということではないと思います。答えになっていますでしょうか。

○ よろしゅうございますか。

平均寿命はずっと50年ぐらいからものすごく延びているわけなのですが、これから後は10年単位でも1歳ぐらいずつしか増えませんね。これはどういう形で平均寿命は今後延びていくのでしょうか。その次のページの男性の場合ですけれども、75ぐらいを境目にして落ちていく人と、ずっと10%ぐらいの人がほとんど落ちないような形になっていますね。こういう人が増えていくということになるのでしょうか。これから10%が15になるから平均寿命が延びるとか。

○ ありがとうございます。

一番多分期待されていることは、まず若いころの病気の予防でそれはかなり進んできています。全体の足を引っ張る、平均値を下げる要素というのは早死になのです。開発途上国で平均寿命が低いのは、実は乳幼児死亡率が高いということにかなり起因しています。そういう意味では、平均余命という考え方が重要で、65歳の余命が20年ぐらいあるという話ですが、これ自体も延びていっています。今後は60代でどんと落ちる方が多分減ってくると思いますので、全体にもう少し右側のほうにシフトしていくと思います。また、一番上の元気度を保ったまま90ぐらいまでいく人も恐らくは増えると思います。その両方があると思いますけれども、この部分が非常に大きく変わるとするのは、今の医学の技術では難しいかなと思っています。

ちなみに、今まで世界で最も長生きした方というのは、フランスの女性のカルマンさんという方で122歳というのが記録です。その方を除くと長寿者もおおむね110代の前半ぐらいで亡くなられていまして、多分この辺が限界かなと言われているところかと思います。そこまでしか生物学的にはいかないのではないかと。120ぐらいまでのところで人間という生物は頭を打つだろうと考えられています。

○ どうぞ。

○ 一般化してお聞きしますと、なぜ高齢者という概念を作るのか。それは社会生活上のいろいろな意味があって複雑なたくさんの要素があると思うのですが、医学的、生物学的にいきますと、人間は筋肉とか骨とか臓器とかほかにも、年を経てだんだん老化していくわけですから、例えば75歳、80歳を過ぎて、若いころと同じ活動をしようとする、それは負荷がかかり過ぎるといことは一般的には言えますか。

○ 老化というのは全身に忍び寄ってきます。見た目もそうかもしれませんが、あと筋肉とか内臓の機能も落ちてきますので、その形というのが、例えばスポーツ選手で野球のピッチャーであれば投げる球のスピードが落ちるとか、わかりやすい目安があるのですが、一般の方の場合は、日常生活している分には気づきにくいのですが、予備能力が落

ちてくるのです。ですから、非常に強いストレスがかかったときに病気を発症しやすいという結果につながっています。実際に各臓器の細胞をとって調べると、老化というのは必ず年齢相応には起きています。その差が例えば高血圧のある人とか、糖尿病のある人はほかの人よりも老化が進み、喫煙している人は老化が進んでいるなどいろいろなデータがあります。臓器によっても違いますが、一般的にはそういうことが言えます。

○ どうぞ、お願いします。

○ 大変興味深いお話、ありがとうございます。

この3つのパターンの分かれ目がどこにあるのかと考えたときに、例えば長生きの家系というような表現がありますが、遺伝的要素というのはどのぐらい影響しているのか教えていただけますか。

○ ありがとうございます。

実は明確な長寿遺伝子というのはないのです。慶應大学で百寿センターを作って研究されていますけれども、最近では100歳だと寝たきり100歳が多くてだめだと。105歳ぐらいまでいかないと、105歳以上の人を調べないと本当の健康長寿がわからないというようなことを言われていますが、病気になりやすいような遺伝子のパターンを持っている人のほうが実は長生きだったりなど逆に逆になってしまったりとか、あまり正確には反映するものはないと思います。例えばアルツハイマー病になりやすいものでAPOEという脂質代謝に関係するような遺伝子がありますが、そういう病気になりやすい遺伝子タイプを持っている人はそういう病気になりやすいので、そういうものから免除されている人というのが1つ考えられますし、遺伝子がわかっていないのだけれども、長寿家系ということで長生きの家系というのがあるというのもわかっています。体質ですね。親戚関係がどのぐらい生きたかというのを調べることで推測するというのももちろん可能かと思えます。

○ 傾向はあるのですね。

○ 傾向はあります。体質としてのもの。それが遺伝子だけなのかどうかかわからないです。引き継がれた生活習慣とか、そういったものも含むと思います。

○ どうぞ。

○ 大変興味深く伺いました。先ほど社会的役割の問題がございましたね。例えば陛下の場合だと、それこそ社会的役割がほとんど。その中で、それを自ら減らす、あるいはこれはもうやらないほうがいいからといって他から言われて減らす。いわゆるそういう負担を減らしていくというところで、減らすと何か響くとか、あるいは減らしたほうが元気になるとか、その辺のところは一般的に言うところでしょうか。

○ 公的な場なので、非常に確固たるデータに基づいてお話をしないといけないと思いますが、それは実はないと思います。ですが、非常に負担感を感じておられるのであれば、その負担感が減るぐらいに持っていくという考え方はあるでしょう。やはり余裕がないと、我々もいらいらしたりとかしますので、そういうような感情の変動、変化などは強いストレスになることがわかっていて、むしろそういうものが病気の発症と関わっているのです。



そう考えますと、やはり負担感が出てきていらっしゃる状態であれば、過度な分は少なくとも取るという考え方はあってもいい。健康のためには、それはむしろ必要だろうと、私は患者さんたちにはそのようにいつもお話ししております。

○ 今のお尋ねとも関連するのですけれども、責任ある立場にある方、この場合は陛下ということになります。そのような方の場合に、御自分の言語表現には限界がある、ないということ判断される能力を十分にお持ちだと思います。同時に、ある種の定年制と申しますか、一定の年齢に達した場合には、例えば退かれる年齢を明記することによって、そういう明記がされることによってかえってストレスが増減することに関する因果関係というのは医学的に証明されるのでしょうか。

○ それはわかりません。医学的にはそういうエビデンスはないと思います。

○ ほかにございますか。よろしゅうございますか。

では、そろそろ時間でございますので、これで秋下様からのヒアリングを終了します。秋下様、どうもありがとうございました。

○ ありがとうございました。

### (3) 本郷 恵子 東京大学史料編纂所教授

○ それでは、続きまして、東京大学史料編纂所教授、本郷恵子様から御意見を伺います。資料1の聴取項目のうち(2)について20分程度御意見を陳述していただいた上で、10分程度の意見交換を行いたいと思います。皆様、時間厳守、御協力願います。

それでは、本郷様、よろしく申し上げます。

○ おはようございます。東京大学史料編纂所の本郷でございます。

本日は、このような大事な問題について、私に発言の機会をいただきまして、大変恐縮でございます。それでは、早速、資料に基づいて御説明していきたいと思っております。

まず最初に、今回、私がお話しする前提として少しお話ししておきたいのですが、私は日本中世史が専門で、特に公家政権の構造について研究してまいりました。院政論というような論文を書いておりますので、それで今回呼んでいただいたのではないかと考えております。前近代の天皇制について、いろいろ考えてきた立場から、今上天皇の退位に伴うさまざまな案件について、参考となりそうな意見を申し述べさせていただきます。

前近代の天皇制というのは、先例と言っておりますけれども、前例の継承に努め、それを常に参照することによって、天皇制のあるべき姿、本来の姿と、現実にはいろいろな問題がございますので、それとの兼ね合いというのでしょうか、その関係を説明してきたという事情がございます。その結果として、非常に長い年月を通じて有意な一貫性を維持してきたと考えております。例えば幕末の孝明天皇の崩御、明治天皇の即位という事態に際しまして、600年とか700年前の貴族の日記から先例を引用しまして、それを参考にしていくというようなこともありまして、数百年という時間の隔たりは、朝廷の運営にとって

はたいした隔たりにも感じられないというような一貫性がございます。

けれども、近代以降は、御承知のように天皇の位置づけには大きな改変が加えられており、前近代からの制度的な連続性を認めるのは難しいと思っております。したがって、前近代の歴史や伝統は、非常に長いものがございますけれども、今日の課題に答えを出すための確たる論拠とするには足りないのではないかと思います。あくまで御参考ということになると思います。

ただ、一方で、本当に長い歴史的経緯がありますので、暗黙のうちに社会全体に共有されている天皇や皇室に対する感覚というものがあられることは否定できませんので、そのような感覚に大きく反しない判断を下すこともとても大切だろうと思えます。

次に、退位した天皇の歴史的な位置づけについてお話しいたしますが、前近代においては譲位と言っております。つまり、前天皇から次の天皇に位を譲る。その譲られたということが新天皇にとっての権威の裏づけになりますので、それで譲位というわけです。

前近代における譲位というのは、多くの場合、天皇の位の継承を意識的にコントロールしていく。自分が元気なうちにぜひ自分の目当ての後継者に譲っていくという継承関係をコントロールしたいという意識によって行われてきたもので、「治天の君」と呼ばれる政権を握っている院、上皇にとって、より望ましい将来的見通しを確保するために行われてきたものでございます。

また、譲位した天皇の位置づけは天皇に準ずる存在とみなされておりました、潜在的には天皇と同等の政治的権利を持つと認識されておりました。ただ、潜在的にと申し上げましたのは、政治的手続の中に上皇の位置づけは全くありませんので、背後から天皇を操るということではなく、上皇が行う院政は、天皇が行う太政官政治とは全然別個の手続をもって行われていたものです。

そのような経緯がありますので、前近代の譲位は非常に政治的な行為と言ってよろしいかと思います。ですから、明治時代に作られた皇室典範が譲位の可能性を排したという判断には一定の意義があったと考えます。ただし、今日の制度では天皇の地位はあくまで象徴であって、継承順位もあらかじめきっちり定められておりますので、ここに政治的な操作が入り込む恐れは少ないのではないかと考えております。とりあえず前提としてこれだけのことを踏まえていただいて、御質問事項に入っていきたいと思えます。

まず退位後の天皇についてということで、まとめさせていただいております。第1に、称号はどのようなものかですが、もともと位を退いた天皇は太上天皇と呼ばれます。「太上」というのは無上とか至上という意味でございますし、大和言葉で言えば「おほきすめらみこと」。つまり天皇を意味する「すめらみこと」の上に「おほき」を加えて、さきの天皇に対する敬意を示した名前づけになっております。

一般には、太上天皇を略して上皇と言ったり、出家された後は法皇と呼ぶ。よく使われるのは、上皇の御所を院と言っておりますので、通称として上皇のことを院と言うということもございます。今でも皇太子を東宮と呼んでいるのと同じ感覚です。

今後どうするかについては、現在の、天皇という称号との関係で、天皇にさらに上がつくのは上下の関係が出てしまうと思いますので、「上皇」ということで収めておいたらいかがかと考えております。

皇后の称号、上皇のお後の称号ですけれども、これは難しいと思います。前近代においては結婚の形態も違いますし、内親王の扱いも違いますので、皇室に関わる女性の扱いが現代とは全く違う。ですから、天皇と上皇の配偶、お連れ合いの扱いには一定した基準が見られないという問題がございます。女性に対する最上位の待遇で院に準ずるものとして、女院というものもあるのですが、ただ、現在使用するのとはなじまないであろうと思います。私もこれがよろしいのではないかとはいなかなか言えないのですが、現行使われている皇太后であろうかというぐらいでクエスチョンをつけておきました。

ただ、現在使われている皇太后という称号は崩御した天皇の皇后ですから、単独の存在、お一人の存在です。それに対して、例えば現在の天皇が御退位の後、御夫婦としての単位を重視するのであれば、現行の皇太后とはお立場が異なることになります。より適当な称号があれば、ぜひそちらを検討していただきたいと思います。

敬称ですが、これは陛下でよろしいのではないかと思います。

3番です。重祚とか摂政、皇室会議の議員就任の問題ですが、御公務の負担軽減という観点からして、現実には考えないのが原則であろうと思います。ただ、皇室会議については、皇族の範囲をどのように設定するかが問題になるかと思えます。現在、天皇は別格として皇族に含まれないことになっております。上皇も天皇に準じて皇族外とするか、あるいは皇族とは皇室メンバーのうち天皇以外の方と考えるのかでまた違ってこようかと思えますが、議員就任ということは現実的には考えないほうがよろしいのではないのでしょうか。

摂政の問題ですけれども、これは何とも申し上げにくいのですが、男性皇族が少ないという状況に鑑みて、非常に不測の事態に備えて可能ということも考えられるかなとは思いますが。仮に考えとした場合には、ほかの親王方や皇后との順位づけをどうするかという問題が起こります。また重祚は歴史的に見ても非常に異例なことで、古代に2例あるだけですので、考えなくてよろしいと思います。

4と5をまとめて御葬儀とお墓の問題です。これはもう天皇と同様の待遇とするべきだと思います。天皇を経験した方が儀礼上、現任天皇より低い待遇を受ける、例えば宮家並みにするというようなことは考えられない。現在宮内庁が陵墓を管理しておられますけれども、崩御時に現任天皇であったか否かは問われていないと思います。

それとは別に、御葬儀の簡素化ということも出ておりますし、実際、簡素化する可能性もあるかもしれませんが、その場合も、現任天皇でないからという理由で簡素化するのではなく、上皇のお考えによってとか、あるいは皇室全体の儀礼の簡素化の方向性の中でということで行われるのではないのでしょうか。

ほかにも退位後の御活動がどの程度あるのかわかりませんが、格を下げるという

ことではなくて、例えば御負担が軽くなるように調整を加えるということはあろうかと思  
います。

6番、7番は一緒にしておりますけれども、退位後の上皇と、とりあえず便宜的に皇太  
后と言っておきますが、その方々への補佐、経費の問題です。これは侍従職の中に上皇と  
皇太后のための部局を設ければよろしいのではないか。その部局の名称として、院務職と  
いうものを挙げておきました。皇太子に東宮職があるように、上皇のための仕事をする部  
局として、院の仕事をする職というようなものを置いたらどうかと思います。予算は内廷  
費からの支出です。

天皇経験者の待遇として、先ほども言いましたが、職員とか予算とかのことで規模の縮  
小というのはもちろんあると思うのですが、ただ、格下げと映る措置はやはりするべきで  
はないのではないかと。天皇と上皇との関係で二重の権威になるのではないかと。御心配  
はあるとは思いますが、上下関係で捉えるというよりは、天皇のほうの前に出られると  
いうような関係として考えたらいかがかと思えます。ただ、一方で、男系継承を根拠に天  
皇位が成り立っている以上は、息子さんがお父様に敬意を払うという関係を否定するこ  
とはできないと思えます。ですから、天皇と上皇との関係には非常に微妙なものがあるとい  
う点を十分踏まえた上で、周囲が補佐しなければいけないのではないのでしょうか。

また、これは本当に参考といいますか、ついでなのですけれども、歴史的には上皇の下  
には院庁という家政機関が置かれて、そこに院司と呼ばれる職員が付属しておりました。  
その院庁とか院というところには独自の資産があったために、上皇が不在の際にも後院庁  
という役所が置かれてそれらを管理していたという歴史的経緯がございます。ですから、  
今後、いろいろなことが起こり得るかもしれないということを考えますと、後院庁のよう  
な部局や職員を非常に小規模でも常設しておくという選択肢もあるかもしれないというこ  
とを申し上げておきます。

ここまでが退位後の天皇の御待遇のお話で、次は皇嗣の問題です。天皇退位後の秋篠宮  
家についてということでまとめさせていただきました。

称号については、これはいろいろ御意見あると思うのですが、皇太弟というの  
がわかりやすいかなと思います。皇太弟と申しましたのは、現在、皇室典範に皇太子だけ  
ではなくて、お孫さんが跡継ぎになる場合には皇太孫という天皇との続柄を入れ込んだ称  
号がありますので、それに倣えば、新しい天皇の弟君で皇太弟というのがわかりやすいか  
と。これまでの経緯で弟君であることは一般にも浸透しておりますので、それは生かして  
もよろしいかと思いました。その際には、一般の宮から皇太弟に移行する何らかの儀式の  
ようなものが必要かと思えます。

補佐の機関や経費については、現行の皇太子御一家と同様の御待遇として東宮職による  
補佐というのがよろしいかと。ですから、皇太弟御一家ということになるのでしょうか。

さらに、現在の秋篠宮家をどうするかということですが、これは本来でしたら御一家が  
全員おそろいで皇太弟家に移行していくのが筋かと思えます。少なくとも秋篠宮と妃殿下

は皇太弟家に移行して、次の天皇になるのにふさわしい待遇を受けるべきでしょう。さらに、未成年の悠仁親王様も御一緒に行かれるのが自然であると考えます。既に成年に達しておられる内親王のお二方については、秋篠宮家に残っていただくという選択もあり得るかと考えます。この点はまたほかの議論が必要になるかとも思いますけれども、そのような選択もあり得るということでございます。

あとは9番として上記のほかという項目がありますが、ここまででいろいろ述べさせていただきましたので、私の御説明は以上にしたいと思います。

○ ありがとうございます。

それでは、意見交換を行います。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があれば、どうぞお願いします。

○ 本郷先生、どうもありがとうございました。

一つ目は制度のことで、二つ目は機能に関わることについてのお尋ねです。

院というのはそもそも上皇がお住まいになる場所を意味するということですが、上皇になられた場合、そのお住まいは単純に院と称するのか、あるいは院の御所や上皇御所と呼ぶのでしょうか。

もう一つは、女院という言葉は少し時代にふさわしくないというお言葉だったのですが、他方、院務職という表現が使われて、ここでは院という言葉が出てきます。女院という言葉もあるのですが、上皇の場合に、やはり院務をつかさどる院務職という表現なのか、あるいは東宮職などに倣ってもう少しわかりやすく上皇職とか上皇宮職と言う表現もあり得るのでしょうか。院庁ではないと思いますが、そのあたりの制度について、もう一度教えていただきたいのです。

今度は機能のことでありまして、上皇になられた際によく言われることは、象徴の二重性が生じる。これは今の憲法の問題に関わるのですが、明確に以前であればかなり天皇と上皇の利害の対立が見られたこともあります。現代においては象徴の二重性が生じないかどうか、あるいは生じないようにするのにどうしたらいいのかということなのです。上皇としての公務のあり方というのは、新天皇の公務との関係でどのように整理したらよしいのか、歴史家としてのお立場で教えていただければ、という以上です。

○ まず、院という名称についてですけれども、これは通称として言いならわされているもので、それぞれの御所については、例えば冷泉院とか、御所の所在地などによってそれぞれの名称はございます。もちろん上皇の御所とか院御所などと言われることもあります。が、平常、最も多く使われる呼び方が院ということになると思います。

院務職は、私が仮に1つのアイデアとして申し上げただけでございますけれども、皇太子のことを東宮、皇太子に対して皇太子のお住まいが東宮で、それに東宮職がつくのであれば、上皇のお住まいは院であって、院務職というものを考えてもいいのかなと思った次第です。それは特にこだわりがあるわけではございません。歴史的には院庁の中で実務の統括者を庁務と言ったり、あるいは太政官でやはり実務部門の統括者を官務と呼ぶという言

い方がありますので、院務かなということですよ。

天皇と上皇との御公務の問題ですけれども、前近代の院政は院が非常に元気なときに譲位してフリーハンドを得るという意味合いを持っております。それに対して今回のケースは、はっきり御高齢が理由なので、公務はできるだけ御負担にならないようにとしか私は申し上げようがございません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、天皇と上皇の関係というのは非常に微妙なものがございまして、それを周囲がいかにかサポートしていくかが最も肝要だと思います。二重性を排するために上皇を軽んじるようなことをするのも、いきなり象徴でなくなるのかということにもなりますので、その辺は微妙だということをお多くの方々に理解していただくことがとても大事だと思っております。

○ 上皇職という言葉も使用できるということですね。

○ そうですね。わかりやすいという意味でははっきりしていますね。

○ どうぞ。

○ とてもわかりやすい説明、ありがとうございます。

今の点に関してなのですが、上皇という呼称は歴史的には権力や役割があったり政治的意味があったりということなのではないかと思うのですが、状況の違う現代社会において非常にニュートラルに、そのような役割ではなくて、お退きになった後、例えば大宮様とか大宮陛下とかニュートラルな形でというような事例はいかがなのでしょう。

○ 公式の記録は漢語を使い、和様漢文で書かれておりますので、基本的には大和言葉ではない上皇というような言葉が使われます。ですから、大宮様というような言葉遣いは、歴史物語とか少しフィクショナルな立場で使われるという事情がございまして。もちろん、今回は近代以降、初めての事例ですので、考えられなくはないとは思いますが、今までずっと漢語で説明してきたものを、ここで大和言葉を使うというのはいかがかなという気はいたします。

○ どうぞ。

○ また、そのお話の延長になりますが、お書きになっているところで、称号上の上下感を生まないように上皇を使用するという御意見で、この上下感を生まないというところが、先ほどから伺っていると、なかなか塩梅の妙というか、それがうまくいけばいいのですが、これは多分現実に仮に上皇ということになれば、その上皇という言葉の意味というのをかなりきちんと説明をして、そして、やはり歴史上のものを名前としては使うのだけれども、その要するに機能とか意味とかというのは全く違うものであるということをおかなり明快に定義して、その上で塩梅を果たしていくというような形になりますか。

○ そうですね。すみません、多分私は非常に塩梅に偏った話をしてしまったと思います。ただ、象徴と言っておりますのも非常に塩梅感の強いものだと思うので、難しいと申し上げるしかないのですが、太上天皇の太上とか無上というのは、本当に天皇より上位だから太上がついているわけではなく、あくまで敬意を払っての言葉である。ある種の美称、褒める言葉ということについているのだと思っておりますので、その点を説明した上で、「上

皇」と言いならわしているうちに根づいてくれれば、上と天とどちらが偉いのか判別しがたいようなところもあるかなと思います。

○ どうぞ。

○ ありがとうございます。

秋篠宮殿下の称号に関してお伺いしたいのですけれども、先生が皇室典範の中に天皇との関係で皇太孫という言葉があるので、それとの整合性でいえば皇太弟がよろしいのではないかとおっしゃったのは、とてもすっきりしてわかりやすいと思います。一方で、先生、前近代のことはあまり参考にならないとはおっしゃっていましたが、私の拙い知識ですと、以前は時の天皇の弟君ですとか、そういう方を皇太子になさっていたようなケースもあるかと思います。そのときには、今、秋篠宮家を維持したまま秋篠宮殿下を皇太子という立場につけるとかというような形のものがあったのでしょうか。それとも、それはもう弟君を皇太子にしたときには、もう弟君は何々の宮家ではなくて全くの皇太子になるということなのでしょう。

○ こんなに男性皇族が少ないというような事態はあまりないと思いますので、例えば宮家の御当主が天皇になられる場合にも、その方の息子さんが代わって宮家を継ぐとか、御当主ではなくて御当主の息子さんを天皇の養子にして皇嗣にするようなことが行われておりました。また、跡継ぎとして皇太弟という言葉は、史料上は使われております。ただ、あまりその辺は気にしていないようで、例えば叔父を皇太子にするというケースもあつたりします。実際の血縁関係はとりあえずとして、年の離れた弟さんですとか甥御さんを現天皇の養子にする、養子関係を結ぶということが頻繁に行われてきました。現行は養子をとれないことになっていますし、跡継ぎにするためだけに養子をとるというのもいかがかという現代的な家族観もありますので、事情が違っていると思います。

○ ほかにございますか。どうぞ。

○ ありがとうございます。

先生のおっしゃったように、今は象徴天皇ですので、制度的な連続性はない。しかし、長い歴史があつたので暗黙のうちにある天皇、皇室に対する感覚の存在にはあまり反しないほうが良い。大変鋭い御指摘だと思います。その称号についてお伺いしたいのですが、上皇というもののイメージなのですが、やはり歴史的な上皇像というのは、比較的今おっしゃったようにコントロールしている、まさに公務を積極的にするようなイメージの上皇というのがある。歴史上有名な、一般の方々が知っているのがそういうイメージだということだと思うのですけれども、ただ、称号としてニュートラルに考えたときに、歴史的に見ると、称号としては「上皇」しかないですというように捉える見方はありますか。

○ 私は絶対上皇とかそういうことを主張していません。もっといい称号があるのなら、ぜひそちらをととは思っております。歴史的には上皇になっただけで自由に政治がとれるというものではありません。同じ時期に複数の上皇が存在していることも多く、その中で「治天の君」と言われる方が実際には政治を動かしていましたので、必ずし

も全ての上皇が好きなように政治ができるわけではございません。

○ どうぞ。

○ 1つ、明治以降は元号が亡くなられた後の尊称として使われていますね。中世はそういう天皇にはお名前がないのでしょうか、上皇がお二人いたような場合はどういう名前をつけたのですか。

○ 例えば白河天皇などというのは、亡くなってからの諡（おくりな）です。御存命の間は新しく譲位された方は新院とお呼びしたり、あるいは御所の名前で仮にお呼びしたりというようなことです。

○ よろしゅうございますか。

では、時間になりましたので、本郷様からのヒアリングは終了いたしたいと思います。本郷様、どうもありがとうございました。

○ こちらこそ、どうもありがとうございました。

#### （4）君塚 直隆 関東学院大学教授

○ ただいまより関東学院大学教授、君塚直隆様から御意見を伺います。資料1の聴取項目のうち（2）について20分程度御意見を陳述していただいた上で、10分程度意見交換を行いたいと思います。皆様、時間厳守に御協力願います。

それでは、君塚様、よろしく申し上げます。

○ よろしく願いいたします。おはようございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

もう先生方、皆様方のお手元にございますとおり、資料4、こちらのレジュメに沿ってお話をしてまいります。事前に8項目について御質問ございまして、順次お時間がございませぬのでどんどん早口になりますけれども、お話をさせていただきます。

まず、御退位後の天皇陛下の称号につきましては、基本的に上皇、太上天皇でよろしいのではないかと。ただ、この後の全ての項目に関わってきますが、やはり今後の御公務のあり方とかに関わってくるのではないかと。お手元にございますとおりで、最近の譲位のケース、私はヨーロッパ、イギリスが特に中心、専門にしておりますが、ヨーロッパでいろいろ譲位のケースがございました。近年では2013年の最初のベアトリクス女王、オランダの女王陛下の譲位の場合は、お母様のユリアナ女王、おばあ様のウィルヘルミナ女王、その3代にわたって譲位がございました。最初のウィルヘルミナ女王が1948年に譲位されたときには、今後は家長というのはいもう娘夫婦である。同じようにベアトリクス女王もそうであるということで、自分は一介のプリンセス、王女に戻って、より自由に活動、公務を続けたいということがございました。ユリアナ女王の場合もやはりそうで、80代の半ばまで非常に活躍、御公務されて、現在のベアトリクス女王、前女王も2013年に御退位された後も、実は今でも国王夫妻に次いで3番目にお忙しい。65以上の団体の長、名誉会長、名



嘗て総裁をされて世界中を飛び回ってらっしゃるのです。来年で80歳を迎えますけれども、いまだにお元気にやってらっしゃる。

ですから、王女になると、両王が並び立たずではないのですが、キングが2人いらっしゃるちょっとというのがその次にございますとおりで、同じ2013年に退位されたアルベール2世、ベルギーのアルベール国王陛下、スペインのファン・カルロス国王陛下、この2人の場合は御自身の御体調という面もあるのですが、ほとんど出ていらっしゃらない。特にアルベール陛下の場合は2014年、7月21日がベルギーの建国記念日なのですが、大体そのときは前国王でも出て来るものなのですが、もう2014年から3年連続でお出になっていないし、パオラ王妃、奥様のほうももうお出になっていないということで、やはりキングという称号のもとで両王が並び立たずではないのですが、もうお出にならない。

ですから、日本の場合もどうしても上皇という名前は歴史的にも天皇より格が上のような時代もございましたから、その点でも上皇になられるというときには、あまり御公務はほとんどなさらない。もしなさるように、これからも若干もちろん国事行為はなさらないでしょうが、それ以外のいわゆる公的行為について、これまで以上に外にお出になりたいという場合であったら、そこにございますが、ベアトリクス女王的に親王というような形になるかもしれない。その場合は、②に関係しますが、当然、上皇になられれば陛下ですね。Majesty。親王のような存在になられれば殿下、Highness。これは皇太后陛下ということも同じということになりますので、天皇皇后両陛下の御公務のあり方とも関係するかなと思います。

次に、3番目に参りますが、本当に上皇として譲位をされるということであるならば、こういった重祚・摂政・皇室会議の議員といったものにおつきにならないほうがいいであろうというように思われます。もちろん、そこにございますが、国事行為の臨時代行は、日本の場合も皇太后というのはこれになることができるはずですが、イギリスのケースをそこに書きましたが、イギリスのエリザベス皇太后、現在の女王陛下のお母様、いわゆるクイーンマザーと呼ばれた。彼女も国事行為の臨時代行をなさっていました。ずっと精力的に活動されていたのですが、ただ、その場合はもう本当に御主人様であるジョージ6世が亡くなったということによりますから、ですから、なれた。やはり今回、譲位というように譲られるというケースの場合にはなさらないほうがいい。イギリスの場合も1936年に有名な王冠をかけた恋という事件、あれはエドワード8世が退位されました。あの後はもう一切もちろん、そういうような代行にはなれない、ならない。自身の継承者がもしできた場合も王位は継承しないということを宣言していますから、そのケースに当たるのではないかと思います。

4番目の大喪の礼の件でございますが、こちらはもう皆様方のほうがお詳しいと思いますが、いわゆる大喪儀のうちの一部として大喪の礼というものがあると思います。大喪儀はもう大半が皇室の行事であって、いわゆる神道の儀式であって、そのうちの大喪の礼というのがそこに書いてございますようなヨーロッパの王室などによく見られる、いわゆる

State Funeral、国葬に当たる部分というのはその部分なのだろう。すなわち1989年2月24日の昭和天皇のときも大喪の礼には外国から160カ国以上から賓客が弔問に訪れてああいふ儀礼があったと思うのですが、政府もそれにコミットしていたはずですけども、それと同じようなものというのが大喪の礼に当たる。

大喪儀というのは御存じのように1年以上かかるような非常に大変な、これは私が去年の8月8日の陛下のおことばを伺っていて、そのあたりが大変なのだ、やはり1年以上にわたっていろいろな儀式が続くから次代の天皇に大変である、負担である。多分御自身の御経験もあったと思うのですが、そのあたりを上皇になられた後には少し簡略化できるのではないか。

ただし、大喪の礼については、やはり行ったほうがよろしいというように私は思います。といいますのは、皆さん御存じのとおり、先月末から今月にかけて、例のベトナム御訪問、タイのプミポン国王、ラーマ9世国王の御弔問に代表されるように、これまで半世紀以上にわたって天皇陛下、皇后陛下、ともに世界中を回られて、あるいは世界中から賓客を迎えられて大変な知己をお持ちでありますから、恐らく、もしお亡くなりになった場合には世界中から弔問に訪れたい、そういう機会がなければいけないだろう。その機会、いわゆるState Funeralに当たるものが恐らく大喪の礼であろうというようなことでこれは設けて、そうしないといろいろなその時々に対応しなければいけませんから、やはりその礼を1つ設けて、そのときに対応できるのではないかと思われまふ。

埋葬の場所、陵、これは陵にするべきであろう。近年、いろいろ報道などで言われていますが、現在の陛下の場合は、皇后陛下と御一緒の、御存じのとおり、今までは天皇、皇后、それぞれ別の陵だったわけですが、御一緒になさるといふような報道もございませぬ。詳細は存じませぬが、もしそういうような御意思があるというのならそういう方向でもできるのではないかということになります。

6番目の御退位後の補佐の機関なのですが、これも今までと同じで、今後の御公務のあり方がどうなるのかということによろと思ひます。すなわち、もう本当に御公務の大半は次期天皇に譲られて、本当に上皇としてかなり御公務を減らすということであれば、現在のよふ宮内庁の体制はもとよりですが、奥向きのいわゆる侍従ですとか、女官ですとか、そういったよふ方々の数はもうかなり減らすことができるであろう。むしろ新しい天皇皇后両陛下のほうにそういった侍従、女官といったものをどんどんときちんと当てていってということには可能になってくる。

ただ、これは一方で、今度は8番目に関係しますが、いわゆる秋篠宮殿下のお宅を皇太子にされるかどうかに関係してきませぬが、でも、いずれにいたしましても、御公務をかなり減らされるということであるならば、現在の状況よりもかなりは減らしていける。そこに書いてあるとおり、イギリスはPrivate Secretary、秘書官というのは各王族一人一人につくのです。そういった存在が日本には直接的な存在はいないのですけれども、宮内庁の一部がそれを担当。それから、侍従、女官の一部がそれを担当しているよふ職掌だと

思うのですが、そこに書きましたエリザベス皇太后は、実はもう先ほど朝に医療的な先生がいらっしやったと思いますが、エリザベス皇太后という方は本当に超人的な方でして、本当に最晩年、101歳までお生きになりましたが、最晩年までずっと公務なさっていて、99歳のときも実は年間38件以上の公務をなさっていたような方なのです。ですから、本当にそこに書いてございますとおり、女官もそれほど女王陛下とかマーガレット王女やアン王女と遜色ないぐらい、いっぱい補佐する方がついてらっしゃいました。ただ、先ほど言ったとおり上皇、皇太后ということになって公務がかなり減るような場合であれば、かなり減らすことができるというように思われます。

7番目でございますが、それとも関係しますが、経費です。そこに書いてございますのは、ある意味で各国ヨーロッパ王室の、日本でいう内廷費に相当するような部分が多い、そういう部分です。オランダでは主には国王夫妻とベアトリクス前女王、この御三方の経費を書いておりますが、ごらんのとおりでして、マキシマ王妃よりも実は多いのです。それはやはり理由は今の公務をものすごく担当されているという部分がありますので、そのような形になっております。

逆に、次のベルギーのケースになりますと、先ほども申しましたけれども、アルベール2世国王、これは国王夫妻の金額ということになっております。こういう金額。やはりほとんど御公務。御自身に関わる財団などの仕事では若干お出になることはありますが、最近お体が悪いということもあってほとんど出てらっしゃいませんので、したがって、やはりこれぐらい。といっても、これは王室費の8%ぐらいがアルベール夫妻に充てられていますが、実際、フィリップ国王の妹さん、アストリッド王女は32万ユーロぐらいです。末の弟のロラン王子の場合も30万ユーロぐらい。ですから、御夫妻の3分の1ぐらいですから、やはり前国王夫妻ということに対する権威とか格付といったものについては、このような金額になっているのだろう。

一番下のエリザベス皇太后のケースは、先ほどから申したとおりで、本当に最晩年までなさっていましたからそれだけの経費がきちんと計上されていたということになります。いずれにいたしましても、多分現在、これも御公務によりますけれども、上皇、皇太后とされた後にはかなり御公務が少なくなったという場合には、かなり経費は削減といいますか少なくて済む。その場合も、一方で、ほかの皇族方と格付が違うのではないかとということの内廷費の中に盛り込むのが妥当なのではないか。これはほかの王室、ヨーロッパの王室とほぼ同じようなケースになるのではないかと思います。

そして、8番目とも関わりますが、今度、秋篠宮殿下です。前置きしておきますと、現在の皇室典範をそのまま活用する、すなわち、男子男系のみが継承というようなケースだとうなるであろう。ですから、この典範の改正も含めて、男子男系、そういった側面を改正するということになると、この限りではございません。ただ、現在の状況ですと、これは御案内のとおり中世ゲルマンの継承法、サリカ法という法律がございまして、フランスもそうでしたけれども、これをとっている国はみんな男子男系でしたので、いわゆる男

性しか継げない。特にドイツはErbprinz、これは継承する王子、いわゆる王位継承者第1位という意味の称号を与えられました。

日本ではこういった場合、皇太子と訳す場合も多いのですけれども、近年、例えばハプスブルク、有名な1914年6月28日に暗殺された、いわゆる第一次大戦につながったフランツ・フェルディナント大公の場合は帝位継承者。ただ、これは別に皇帝の弟ではなくて皇帝の甥っ子でありましたので、あといろいろな事情があったので帝位継承者という称号になって皇太子ではありませんでしたが、近年、割と近いものでは、その次にございますデンマークです。当時のフレデリク9世の弟でありましたクヌーズ王子。実はデンマークも1953年の憲法改正までは男子しか継げませんでした。実はフレデリク9世には女の子3人しかいないということで弟君のクヌーズさん、そこに書いてございますArveprinsというのはデンマーク語でいうErbprinzです。いわゆる王位継承の第一人者、皇太子と訳されても構わない、そういう存在だったのですが、ただ、1953年、実は当時のデンマークの社会状況、実際、議会、上下両院を通過して国民投票もやりまして、やはりもうそういう時代ではないということで女性継承が53年の憲法で認められましたので、それで現在のマルグレーテ2世女王陛下、1972年にフレデリク9世が亡くなった後にお継ぎになった。だから、もう53年の時点でArveprinsというのは事実上なくなって3人の王女の次、だから第4位に退かれて、その後はもうマルグレーテ陛下の一族ということになっていきますので、したがって、これも先ほどから言っているとおり、皇室典範を変えるということになりますと、これと同じようなケース。

ですから、皇太子という称号にはしなくてもいいということになりますが、現状のまま考えますと、次にございますが、悠仁親王が将来的にもし天皇をお継ぎになるというような方向でもしいくのであれば、これは長い目で見て早いうちから皇太子という称号も考えるべきではないか。それが大体今までお話ししたような中世ドイツのような、あるいはデンマークのような、憲法改正までのデンマークのような、そういうようなケースと近いというように思われます。

もちろんのことですが、それにもし合わせるのであれば、いわゆるお住まいの件、これも今ある東宮のほうに移られるべきであろうし、経費も現在皇族費のほうから出ている。6,700万円ぐらい出ていると思いますが、これも現在の皇太子御一家に近いようなものにしていくべきであろうし、先ほどの6番とも関わりますが、これを補佐する組織、侍従、女官も含めて、そういったような人々というののもちゃんと充実させなければいけないだろうと思われま。

そして、最後の9点目、これは何かほかに気がついた点ということで1点だけ申し上げさせていただきますと、やはりもう既に皆様方、宮内庁の方からこちらの会議で、もう既にいろいろと御発表があったと思いますが、将来、天皇陛下がもし御退位されとなった場合には、もう国事行為はもちろんですが、公的な行為も大半は譲られる、ほとんどなさらないという方向になるかもしれない。ただ、そこにございますとおりですが、やはり国

際親善についてはぜひとも可能な限りでよろしいので、継続していただきたい。これは先ほど申し上げましたとおり、ついこの間のベトナムのケース、あるいはタイを訪れられたケースもそうですが、やはり世界的にこれだけもう長年親善を積み重ねてこられた、これは非常に大きいと思います。ですから、例えばこの間もタイにお立ち寄りなられてラーマ10世国王とお会いになられて、大変感謝されておりましたね。恐らく9世国王の喪が明けた後、この10世国王が世界的にまたお礼も兼ねて外遊されるだろう。日本にも公式訪問されたい。そういったときにやはり当然、今の天皇皇后両陛下にもお会いになりたいだろうと思います。

そういったようなことで、そこに書きましたとおりで、その点は割とイギリスのエリザベス皇太后、彼女は皇太后になられてから世界中を実際に回ってありますが、実は皇太后になられてから1つのパターンといいますか、慣例ができ上がりました。すなわち、イギリスを訪れる国賓は、まず最初に初日、第1日目ですけれども、ビクトリア駅からバッキンガム宮殿に馬車で行かれて、バッキンガム宮殿でお昼をとられて、少しくつろがれてからウエストミンスター修道院で無名戦士の墓があります。そこに花輪を手向けて、その後、現在はチャールズ皇太子の宮廷になっていますが、バッキンガム宮殿のすぐお隣に当時はエリザベス皇太后の宮廷がありました。そこを訪れて、いわゆるアフタヌーンティーをとられて歓談されて、宮殿に戻られて夜8時から晩餐会。その晩餐会も皇太后が出席されるというパターンができ上がって、これはそこに書いたとおり、1971年の昭和天皇皇后、1998年の現在の天皇皇后両陛下のときも同じです。ですから、そのような感じで、これはまたお住まいとも関係するかもしれませんが、御退位後、できれば皇居に近い赤坂の御所ですとか、皇居に近い所にお住まいになっていただいて、エリザベス皇太后のパターンと同じようにされて、可能であれば宮中晩餐会にも出ていただいて、今後の国際親善にも御尽力いただければ。直近のケースでいいますと、そこに書いたとおりですが、オランダのベアトリクス前女王もきちんと宮中晩餐会、昨年も11月にベルギーの国王夫妻が国賓として訪れたときには、ちゃんと宮中晩餐会でベアトリクス前女王もきちんと歓待されているというようなケースが参考になるのではないかというように思われます。

早口になってしまいましたが、以上で終わります。

○ どうもありがとうございました。

それでは、意見交換を行います。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などがあればお伺いいたします。お願いいたします。

どうぞ。

○ どうもありがとうございました。

2つありまして、ここで補佐機関という言葉をお使いになっていらっしゃるのですが、これは日本で最近今も置かれている東宮職あるいは皇太后宮職などのような名称に相当する各退位された方々を世話するないし担当する機関名というのはあるのでしょうか。

もう一つは、エリザベス皇太后の活躍、ベアトリクス前女王の活躍に触れられたわけで

すが、この場合のいわゆる公式儀礼の席次あるいは宮中席次、こうしたことについてはどうなっているのでしょうか。

○ まず最初は、日本の今後のケースということでよろしいでしょうか。

○ はい。

○ これも皇太后、今までは例えば香淳皇后のケースなどで置かれたと思いますが、今度、上皇というのは初めてのケースだと思います。ただ、同じように格付としても、あるいは対等ということになっても上皇の侍従長にするのか、そのあたりは今後の検討次第だと思いますが、宮務官というものではあれなのではないか。

○ 外国のケースについてですね。補佐する機関があるというのであれば、組織名はあるのですか。

○ それはいいです。特に外国にはそういうようなものはないです。それぞれの宮廷で分かれておりますので、特定の名前はございません。

○ 席次はどうでしょうか。

○ 席次は大体第3位。ですから、オランダでいいますと国王、王妃、そしてベアトリクス前女王というような順番に大体なっています。イギリスの場合も大体エリザベス女王、エディンバラ公でエリザベス皇太后というようなケースが普通でした。宮中晩餐会でもそうになっているはずで。

○ ほかにございますか。どうぞ。

○ 秋篠宮様を皇太子にすべきかというところで、一般には皇太弟という呼び方もあるというようなことなのですが、その点に関して何か。

○ 皇太弟、最近、そういうような称号として、しかも、将来的に天皇位を継ぐかもしれないというようなことというのはあまりなかったような気がするので、あとむしろ王弟とかそういった存在が置かれる、あるいは皇太子と呼ばれたケース、やはり中東に多いですね。ついこの間いらっしやったサウジアラビアのサルマン国王も皇太子でしたし、王弟としてサウジがそう。ヨルダンが確か今のアブドラ国王のお父様、フセイン国王がまだアブドラ国王、小さいときに弟のハッサン王子が確かしばらく皇太子という名前でいらっしやって、それで息子さんのアブドラさんがお継ぎになるときに皇太子をアブドラさんにかえて国王になられて、アブドラさんも確かしばらくは弟さんを皇太子に据えられて、今のフセインさんを最近皇太子にされたというようなケースがありますので、割と中東ではそういう王の弟、王弟をしばらく皇太子として、それを継ぐかどうかは別として、王弟という名前、皇太子として称号を与えるということで、国内外に対してきちんとするということはあります。

○ どうぞ。

○ 先生、どうもありがとうございました。

先生のお話を承りますと、特に最後のほうで国際関係については比較的先帝も積極的に活動される例がヨーロッパ等には多いということでもございましたけれども、その際に、よ

く今回の議論でも問題になる象徴の二重性といいますか、権威の二重性といいますか、そういう問題については、先生はどのようにお考えでしょうか。

○ 先ほど早足でやってしまいましたけれども、エリザベス皇太后のように今後外遊をなさるべきではないと思うのです。むしろ国賓として海外からいらっしゃる方を上皇、皇太后としてもてなしていただく。その場合、ただし、今おっしゃった象徴の二重性という点でいいますと、やはりこれは国際親善ですので、むしろ宮内庁が言っているように「外交」ではないということになっていますので、当然主人公と言っては失礼ですが、主役、いわゆる主なホスト役としては現役の天皇皇后両陛下、それを補佐する形としての上皇、皇太后というような存在。先ほどからお話が出ておりますけれども、オランダの場合もそうできて、やはり国王と王妃がきちんとホスト、ホステスとしてお迎えして、ベアトリクス前女王がそれを補佐する。まさに、この場合は名前の問題もありますけれども、ロイヤルファミリーの一員であるプリンセスとして補佐するという形になっていますので、名前はもしかしたら上皇とか皇太后になるかもしれませんが、同じく皇太后ということではいいますと、エリザベス皇太后もやはり主人公といいますか、家長であるエリザベス2世女王とエディンバラ公がもてなすのを補佐する。いわゆるロイヤルファミリーの一員として補佐するという形をきちんとしていましたので、その点、参考にすればよろしいのではないかと思います。

○ ほかにございますか。どうぞ。

○ ありがとうございます。

今の退位後の活動のあり方についてなのですが、国際親善については、まさにロイヤルファミリーの一員としてということで、外国の方も喜ばれるし、それで大変結構かと思うのですが、国内での象徴の二重性の問題を考えますと、日本の中でどういうことをされるかということが今後議論になると思うのですが、外国の例をたくさん御存じでいらっしゃる、その国王の退位後の前国王の活動のあり方というのは、国によってももちろん違うと思いますが、前国王の御自身のお考えとか、そういうことにもよっているということでしょうか。

○ あまりそういうのはお出しにならないようなのです。御自身の考えは出しませんが、大体雰囲気はわかりまして、ベアトリクス前女王の場合は、まだこれだけ積極的にお動きになる理由の一つは継承者です。現在、皇太子になっていらっしゃる国王夫妻の長女カタリナ・アマリア王女というのはまだ2003年のお生まれですので、ことしで14歳。ですから、こちら3人姉妹なのですが、まだお小さいので、多分成人以上に達して自分たちの公務、いろいろな団体、チャリティー団体ですとかいろいろなものが引き継げるような年齢になるまではできる限りやりたいというような、どれだけロイヤルファミリーが充実しているかですね。引き継げる、これは日本にも当てはまると思うのです。ですから、日本の場合も現在、皇后陛下、赤十字を始めとしていろいろな団体になさっていますね。これを引き継げる人がきちんと出てくる、あるいはいけば、割とほとんどそういったものに

はタッチしなくても済むでしょうけれども、国内についてはそういうことが関わってくるのではないかと思います。

○ ほかにございますか。

○ やはり皇太弟と皇太子では、私は外国でどう呼ぶかはわかりませんが、皇太子としないと立場上、外国に行かれるようなときに非常に具合が悪いということはあるのですか。

○ そうですね。どのような接遇のあり方といいたいでしょうか、かなり違ってくると思いますので。しかも、継承者であるかどうか。皇太弟であっても、もちろん日本の場合、現状でいくと継承者なわけなのですが、それが明らかになっているかどうかということですから、英語で何と言うのか難しいのですけれども、なかなかそこに書いてあるドイツ語といいたいでしょうか、それが当てはまるようなこと。いわゆる英語で言うとHereditary Prince、継承するプリンスであるということになりますが、ただ、最近はそのような人はなかなかおりませんので、昨今のいわゆる外遊なさる、公式訪問なさる、あるいは実務訪問でも、そういったときに外国がどのようにしてその方を接遇すればいいか、最初戸惑うようなことは出てくる可能性はあるかもしれません。

○ ほかにございますか。

それでは、時間となりましたので、君塚様からのヒアリングを終了したいと思います。君塚様、どうもありがとうございました。

○ どうもありがとうございました。失礼いたします。

#### (5) 新田 均 皇學館大学現代日本社会学部長

○ それでは、次に、皇學館大学現代日本社会学部長、新田均様から御意見を伺います。資料1の聴取項目のうち(2)について20分程度御意見を陳述していただいた上で、10分程度の意見交換を行いたいと思います。皆様、時間厳守に御協力願います。

それでは、新田様、よろしく願いいたします。

○ まず初めに、このような大事な問題に関して意見を述べさせていただく機会を与えていただいたことを大変光栄に思いますとともに、私の考えが、少しでも、国家、皇室に役立てばと願っております。それでは、始めさせていただきます。

まず、各問に対して具体的に回答する前に、私が回答の前提としている原則を述べさせていただきます。

1つ目は、当たり前ですが、今上陛下の問い、思い、願いに、国民として、どうしたら応えられるかという姿勢が大前提だと思います。昨年8月の陛下のおことばの最後にあるように、「これからも皇室がどのような時にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていけるよう」にするにはどうしたらよいか。「象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていく」ためにはどうしたらよいか。この問いに答える



ための手法については、さまざまな異論があるとしても、陛下の問いにお応えしたいという思い、願いについては、国民の大多数に異論はない。このことを肝に銘じて議論を進めるべきだと思います。

2つ目は、陛下の問題提起への応え方ですが、以下の3点が大切だと思います。第1に、早急な対処と制度の安定性の維持という観点から、現行皇室典範及び旧皇室典範の条文を根拠として、そこからの合理的な推論による解釈の拡大ないし変更で収まるものについて、まずは、これによって対応すべきだと考えます。

第2に、両典範の規定から推論できないものでも、歴史上に前例があり、それを今日採用しても問題ないものについては、歴史に倣うべきだろうと考えます。陛下のおことばにも、「我が国の長い天皇の歴史を改めて振り返りつつ」とありました。

第3は、歴史上に前例がなく、新旧皇室典範の条文でも対応できないものについては、新たな事態の本質を見極めて、合理性と現実的な妥当性が認められれば新例を開くべきだろうと思います。

「社会の高齢化が進む中、天皇もまた高齢となった場合、どのような在り方が望ましいか」、「天皇が十分にその立場に求められる務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であり続けること」は望ましいか。この陛下のおことばが、まさにそれに当たると思います。

3つ目の原則は、解決を求められている問いは限定的なものだということです。今触れました、今回、今上陛下が提起された問題は、天皇が長期にわたって象徴としての役割を果たせなくなることが予想される場合にどのように対応すべきか、という限定的な問いです。将来の健康などに不安がないにもかかわらず、任意に譲位できるようにする、ということではありません。つまり、終身在位制の原則そのものの否定ではなく、あくまで例外の事態への対応です。この点を忘れてはならないと思います。

4つ目は、最も避けなければならない事態をあらかじめ十分に意識するということです。それは2つあると思います。

1つは、限定的な譲位の容認が、恣意的な譲位や譲位の強制へとつながり、ひいては、恣意的な即位拒否にも道を開いて、「象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていく」という陛下の願いに反してしまうことです。

2つ目は、既に懸念の声が上がっているように、現天皇と譲位した天皇との間に権威の二重構造が生まれて、「皇室がどのような時にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていく」という陛下の思いが実現できなくなってしまうことです。この2点が最も避けなければならない事態だと思います。

以上の4点を踏まえて、各問にお答えしたいと思います。

まず、譲位後の天皇、皇后の称号ですが、古代の「養老儀制令」では譲位後の天皇は「太上天皇」と称すると規定されています。同令には「皇太后」という言葉が見え、明文で定義されているわけではありませんが、天皇譲位後の皇后を指していることは明らかです。

次に、現行皇室典範では、第5条に「皇太后」の言葉があります。この現行法と古代法の重なり合いから考えて、譲位後の天皇は「太上天皇」、略せば「上皇」、皇后は「皇太后」と称するべきだと思います。

そして、このような称号を用いたとしても、4の問題、すなわち、「権威の二重構造」は生じないと思われます。呼称によって、古代と同様の機能が期待されたり、生じたりするわけではないのは、律令官制の「大蔵省」と、近代の「大蔵省」が同じではなかった例からも明らかでしょう。

次に、譲位後の天皇の敬称ですが、「養老儀制令」には、「太上天皇」の敬称についての規定はありません。それは「太上天皇」という呼称そのものが尊号、すなわち敬称の意味を含んでいたためと考えられます。『皇室制度史料』（太上天皇一）の解説では、「譲位せられた天皇を尊び称するのを本義とする」と書かれています。そして、明確に、尊号として用いられるようになるのは、第52代嵯峨天皇が第53代淳和天皇に譲位されたときからです。

天皇譲位後の皇后の敬称については、「養老儀制令」では「皇太后」の敬称は「殿下」となっています。ちなみに、「皇后」も「殿下」です。

ところが、現行皇室典範の第23条では、既に「太皇太后及び皇太后」の敬称は「陛下」と規定されています。これは旧皇室典範第17条に「天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬称ハ陛下トス」とあったのを引き継いだもので、近代に始まった新例です。

この規定を現時点で改めるべき合理的理由はありません。したがって、天皇譲位後の皇后の敬称は、当然「陛下」。となれば、太上天皇の敬称も、当然、「陛下」ということになります。

ちなみに、太上天皇の敬称を「陛下」としても、「権威の二重構造」が生じるとは思えません。

次に、重祚の可否についてですが、男性天皇が重祚した例は、歴史上ありません。3で述べた今回の問題の限定性から考えても、4の二重構造の問題から考えても、重祚は認められるべきではないと思われます。

次に、譲位後の天皇の摂政への就任の可否についてですが、まず、譲位した天皇が摂政になった例はありません。また、3で述べた今回の問題の限定性から考えても、4の二重構造の問題から考えても、摂政への就任は認められるべきではないと思われます。

譲位後の天皇の皇室会議議員への就任についてですが、そもそも、「皇室会議」自体が現行皇室典範によって始められた新制度です。そして、この度の譲位容認は、終身在位制の例外を設けるといふ、これまた歴史上初めての事態であることと、そして、天皇が長期にわたってその役割を果たせなくなることが予想される場合という限定事態への対応であることが前提です。また、4の二重構造の問題も考慮すべきです。

そうだとすれば、譲位した天皇は、当然に「皇族」とされるべきだと思いますが、今回の前提から考えて、原則として、譲位後は公務を担われるべきではなく、あくまで背後か

ら新天皇をお支えいただくべきだと思います。

この点から見て、皇室典範第28条第3項では、皇族議員の資格要件は「成年」に達しているということのみで、形式的には譲位した天皇についても就任は可能と言えますが、実際には、お認めすべきではないと考えます。

葬儀については、現行皇室典範は第25条で「天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う」と規定しているのみです。

しかし、旧皇室喪儀令では、第1章第1条において、「太皇太后及び皇太后」の葬儀も「大喪」とされていました。この規定からの類推で、「太上天皇」についても「大喪」とすべきだと思います。

ところで、古代の律令には天皇の葬儀に関する規定はありません。律令そのものが天皇は法を超越した存在と見ているからだと言われています。

したがって、葬儀については歴史的な記録から推測するしかありませんが、歴史上、最初に太上天皇と称されたのは持統天皇ですが、『続日本紀』の大宝2年、712年12月の条では、持統天皇の葬儀を「喪葬之事」と書いており、内容は従来のもので変わらなかったようです。ちなみに、古代の用語では、「喪」は遺体を葬るまでの儀式を意味し、「葬」は遺体を葬るときの儀式を意味しています。平安時代から近世まではほとんどの天皇が譲位して、上皇として崩御されています。それらの葬儀を大喪と考えると葬儀については歴史の断絶となってしまいうように思います。

墓所については、『延喜諸陵式』では、お墓の記録簿のようなものですが、譲位後の天皇と皇后も「陵」とされています。現行皇室典範27条でも、「太皇太后及び皇太后」を葬る所を「陵」と規定しています。したがって、「太上天皇」についても「陵」とすべきだと思います。ただし、その規模については、考慮の余地があるかと思っています。

補佐機関をどうするか。生活費の区分、額はどうするか、という問題ですが、まず、補佐機関は内廷に設置し、二重構造の問題への配慮から公務には原則としてたずさわられないことを前提に、その職務を考えるべきだと思います。

そして、補佐機関の名称は「東宮職」との統一性から考えて、「院宮職」としてはどうでしょうか。歴史的には、太上天皇や太皇太后、皇太后を指す言葉として「院宮」という言葉がありました。

費用については、皇室経済法第4条で、「太皇太后及び皇太后」にも内廷費が充てられていることから、「太上天皇」についても内廷費が充てられるべきだと思います。

金額については、公務には原則としてたずさわられないとしても、前天皇としての品位が保たれる額とすべきだと思います。

現在の皇太子殿下が天皇になられた場合の秋篠宮殿下のお立場をどうするか。皇太子とするか、皇太弟とするのか。また、生活費の額と区分はどうするか。補佐機関はどうするのか。などの問題ですが、現行皇室典範第8条では「皇嗣たる皇子」を「皇太子」と書かれているのみです。

まず、最初の「皇嗣」の意味ですが、現行皇室典範の第4条では、天皇が崩じたときは「皇嗣」が直ちに即位すると規定されています。他方、現行皇室典範の第2条第1項では、「皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。」として、「皇長子」から「皇伯叔父及びその子孫」までが列挙され、さらに、第2項では、それ以上の「最近親の系統の皇族に、これを伝える」と規定されています。したがって、「皇嗣」は、天皇崩御の時点で皇位継承順位第1位の立場にある皇族を意味し、「現天皇の子」には限定されていません。ということは、現行皇室典範は「皇嗣」に続く「皇子」の意味を「現天皇の子」と解することで、「皇太子」を「皇位継承順位第1位の立場にある現天皇の子」と定義していると考えられます。

このように、「皇子」を「現天皇の子」と解し、「皇太子」を「皇位継承順位第1位の立場にある現天皇の子」に限定することは、旧皇室典範を解説した『皇室典範義解』によれば、旧皇室典範第15条によって始まりました。逆に言えば、近世までは「皇太子」も「皇子」も現天皇の子には限定されていない言葉でした。

歴史上、兄弟での皇位継承は23回、姉から弟への継承も入れれば24回ありましたが、現天皇の弟を「皇太弟」と称した最初の例は、第52代嵯峨天皇が第51代平城天皇の「皇太弟」となられたときです。これは『日本後紀』に書かれています。ただし、それ以降でも必ず「皇太弟」と称されたわけではありません。

以上の経緯を踏まえて、嵯峨天皇以降の「皇太弟」の用法と、明治以降の「皇太子」の限定的用法を踏襲し、皇室典範を改正して「皇太弟」の規定をつけ加えるというのも一つの方法でしょう。

しかし、皇室典範第8条の「皇嗣たる皇子」の「皇子」を「現天皇の子」に限定する近代の用法を改め、「歴代天皇の子」を意味する古来の用法に立ち返れば、第8条は「皇位継承順位第1位の地位にある皇族を皇太子という」という意味になります。この解釈変更を「特例法」に盛り込めば、秋篠宮殿下を皇太子とすることが可能となり、必ずしも皇室典範の改正の必要はないのではないかと思います。

ちなみに、レジュメに書いていませんけれども、律令制以降、法律上では「皇子」は男女の区別なく現天皇の子を指すことになりました。今日でいう皇族は「皇親」と呼ばれ、天皇の子供または兄弟を意味する「親王」と、それ以下5世までを指す「王」に分けられました。これを規定しているのが養老継嗣令ですが、必ずしもこの規定どおりに呼ばれたり、運用されていたわけではありません。

補佐機関については、皇太子殿下が即位されたならば、秋篠宮殿下を皇太子として、速やかに、内廷に東宮職を置き、現在の皇太子殿下と同様に遇するべきだと考えます。

あと、その他として、3点申し上げたいことがあります。

1つは、今回のような事態に立ち至った大きな原因の1つに、政府と国民の皇室への無関心、皇室の実情への無理解があったと考えます。その意味では、譲位という問題が浮上した場合に、その都度、国会が判断するということが、皇室の実情について政府と国民が

理解し、考える機会が与えられることになり、決して無意味な混乱の繰り返しではないと思います。

2つ目は、皇室会議についてです。今後、譲位の御希望を有する天皇が現れた場合に、天皇に代わって、その御意思を皇族議員が表明する場とし、その発議によって国会が審議するという手続にするのがよいのではないかと思います。天皇のお気持ちを尊重することはもちろんですが、天皇の直接のおことばをそのまま受けて、政府や国会が動くことは、立憲君主制の我が国としては、必ずしも望ましいことではないと思います。

最後に、報道された国会見解では、「安定的な皇位継承を確保」するための検討を政府において速やかに行うことを「特例法」の附帯決議に盛り込む予定であると記されていました。まさに喫緊の課題だと思いますが、陛下のおことばにもあるとおり、「我が国の長い天皇の歴史を改めて振り返る」ことが何より大切です。その意味で、有史以来の男系継承の歴史を尊重していただきたいと思います。また、立法政策としても、第1条の皇位継承資格の改正から始めるのではなくて、まずは第9条の養子の禁止や第15条の皇族の身分の取得という下位の条文から改正を考え始めるのが筋であろうと思います。

以上です。

○ ありがとうございます。

それでは、意見交換を行います。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があれば、どうぞお願いいたします。

どうぞ。

○ 先生、どうもありがとうございました。

今の皇太子殿下が天皇になられたときに秋篠宮殿下が皇嗣になられるという先生の御説明、とてもよくわかったのですが、その際に、今、秋篠宮殿下は秋篠宮という宮家を持っておられるわけですが、秋篠宮殿下が皇太子になられるということになると、宮家の方々は全て皇太子の東宮の御一家という形になって、宮家はそこでなくなることなのか、それとも、かつてそういう例があったのか、それを伺いたいと思います。

○ 東宮となれば、秋篠宮という呼称は解消すべきだと思います。

○ ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○ 『日本後紀』で嵯峨天皇が平城天皇の皇太弟となった。このときに、この皇太弟を所管する職、東宮職に類するものは何と呼ばれたのでしょうか。

○ 宮内卿藤原朝臣園人が任命されています。

○ では、個人を新たな職に任命したという。

○ 「皇太弟傳と為す」と書かれていますので、職を設置したと思います。

○ ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○ 先ほどもおっしゃいましたけれども、現天皇と譲位した天皇との間に、いわゆる権威の二重構造、象徴の二重性というものが生まれるということは非常に避けなければいけないということなのですが、具体的には、今日お話になった中から結構なのですが、どう

というようなことに気をつければそういうことが起きないか、その辺はいかがですか。

○ 大切な点は天皇の御活動の内容をどうするかだと思います。皇族も公務を担われますけれども、一度天皇の位につかれた方が、公務を継続されるのは、意味が違うと思います。しかも、今回の場合は、御健康その他の理由でお退きになるわけですから、公務に原則としては関わられないということを前提として、御活動の内容を考えていくというのがよろしいのではないかと思います。

○ どうぞ。

○ 恐れ入ります。非常に根拠が明白で大変わかりやすく、ありがとうございます。今の問題の延長線上で伺いたいのですけれども、どのような位につかれていようとも国民の尊崇の念というのは変わらないと思うのです。そうすると、今の陛下がお退きになった後も、いろいろ国内をお周りになったり御趣味のお出ましをなさったりということがあろうと思うのですけれども、そういうことに対する受けとめ方というのでしょうか。これを権威の二重構造というように受け取られないためには、その公務ということだけではなくて。

○ 現在、私的行為に分類されている御活動の場合であったとしてもですね。

○ そうですね。私的行為でも太上天皇というようなお立場でお出ましになることも含めて、やり方です。その手法としてどのようなことが考えられるかというのはいかがでしょう。

○ これは初めて体験することですので、補佐機関を担う人々と、政府、太上天皇、場合によっては新天皇が十分にコミュニケーションをとりつつ、一つ一つの場合を慎重に見定めて、工夫されるべきだと思います。位を退かれれば、御在位のと看ほどはお忙しくはなくなると思いますので、コミュニケーションの時間は十分にとれるのではないかと思います。

○ その中には、国際親善、宮中晩餐会、外国から見えた客の接遇といったこともその都度判断するというのでしょうか。

○ それは天皇の公的行為に位置づけられているものなので、関わられないことを原則とすべきだと思います。

○ ほかにいかがでしょうか。

○ 今の公務としては関わられないというのは、全て摂政も皇室会議議員の就任もないということでも徹底されていると思うのですが、1点、念のため称号のことでお伺いしたいのですが、今のお話では、歴史的な流れから太上天皇、上皇という称号がよいのではないということでしたが、他方で、公務から全く離れるべきだというような御見解がございましたが、歴史的には、上皇というのが、かつていろいろ力を持っていた時代があったという歴史もまたあると思うのですが、今回は称号としてニュートラルな形で、要するに公務とは全く離れた立場の上皇というのがよいのではないかということですか。

○ 皇后陛下が「皇太后」と呼ばれることは皇室典範で決まっていますから、それとの対応で「太上天皇」と申し上げる以外にはないと思います。敬称についても、皇太后を「陛

下」とお呼びすることが決まっていますから、太上天皇も「陛下」とお呼びする以外にはないと思います。ただ、先ほども申し上げましたが、歴史上の言葉は、時代によってその中身がかなり変遷します。その意味で「太上天皇」も新しい時代の感覚で、その称号を受けとめればいいのではないかと思います。歴史的に言えば、太上天皇そのものが尊号なので、陛下という敬称は要らないのですが、これも今日の感覚に合わせて、「太上天皇陛下」でよろしいのではないのでしょうか。

○ 先ほど秋篠宮家はなくなったほうがいいとおっしゃったのですけれども、宮家を残すということもあるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○ 秋篠宮が東宮となられた場合に、その名前を残したまま、東宮職の補佐を受けられるのは適当ではないと思います。やはり、秋篠宮の名称は解消して、東宮と申し上げるのが適当ではないのでしょうか。

○ ほかにございますか。

それでは、時間になりましたので、新田様からのヒアリングを終了いたします。新田様、どうもありがとうございました。

○ ありがとうございました。

#### (6) 資料の説明

資料6「「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」を事務局から説明。

#### (7) 次回日程

○ 次回、第11回会議は4月4日17時から予定しております。

これをもちまして本会議を終了いたします。ありがとうございました。